

令和4年度鳥取県地域集積協力金及び集約化奨励金交付事業推進方針

令和4年6月20日
農業振興監経営支援課

地域集積協力金及び集約化奨励金の効果的な活用により、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記3-1の第11の4に基づき推進方針を定める。

1 重点的に推進する地域

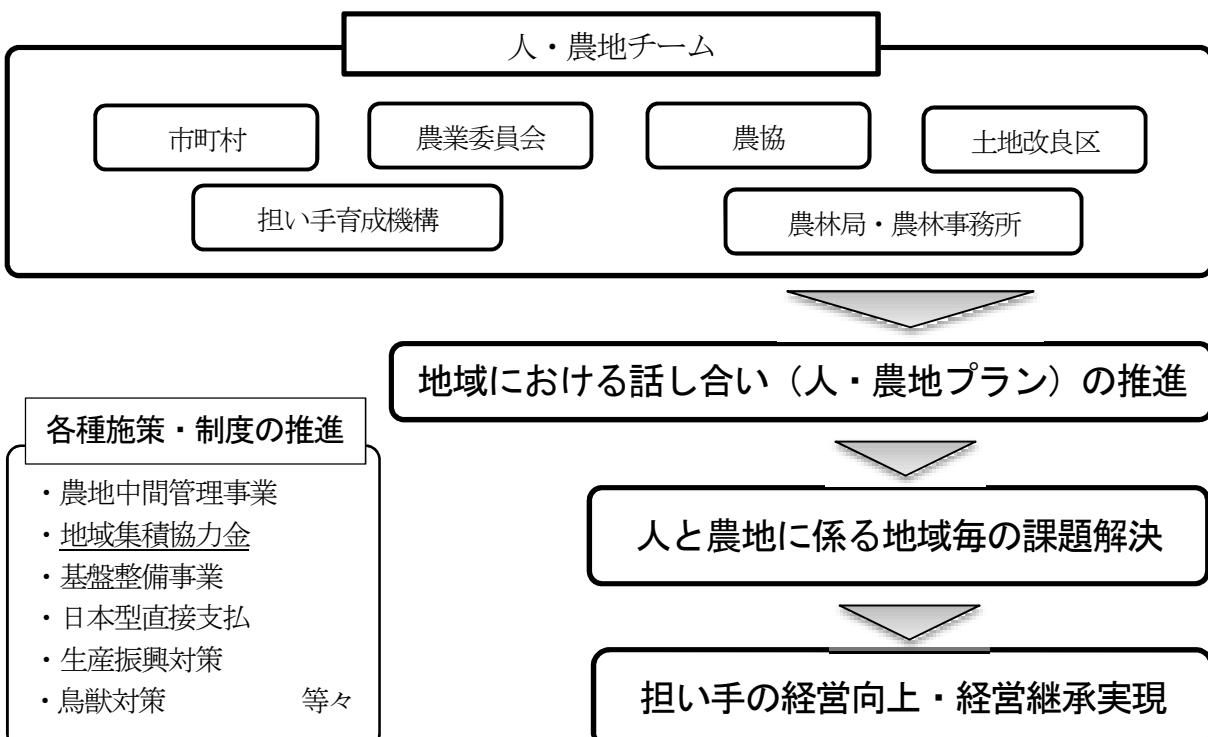
農地中間管理事業は、担い手の育成や規模拡大、農用地の集積・集約化を促進する効果が高い区域において重点的に実施するものとしており、地域における徹底した話し合いに基づき、担い手への農地集積・集約化を地域ぐるみで進めていくこうとする地区を中心に、地域集積協力金・集約化奨励金を活用するものとする。

〔特に重点的に取り組む地区〕

- ✧ 集落営農組織の法人化や規模拡大等に取り組む地域
- ✧ 基盤整備事業の実施（予定）地域
- ✧ 地域の核となる新規就農者や認定農業者へ農地の集積・集約化を進める地域

2 推進方法・体制

各市町村に設置されている「人・農地チーム会議」を主軸とした体制で、地域における話し合い（人・農地プランの実質化）を進めるとともに、担い手の所得向上と経営継承実現のため各種施策・制度を重ねて推進し、地域毎の課題解決に向けて関係機関一丸となって取り組む。



令和4年度機構集積協力金の配分基準について

〔 令和4年6月20日
農業振興監経営支援課 〕

機構集積協力金は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、機構を活用した担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から、令和4年度の配分基準を次のとおり定める。

1 前提

本年度交付対象となる地域及び農地所有者に対し、予算の範囲内で機構集積協力金を交付する。

2 予算が不足した場合の措置

交付対象となるものの、国からの配分が不足し、全ての地域及び農地所有者に対し、交付することができない場合には、次の順で予算を配分することとする。

順位	区分（種類）	同一の種類における優先順位
1	集約化奨励金	団地面積の増加割合が高い地域
2	地域集積協力金（中山間地域）	①新たに担い手に集積される農地の面積割合が高い地域
3	地域集積協力金（一般地域）	②機構の活用率が高い地域
4	経営転換協力金	①機構への貸付面積（経営転換協力金の交付対象面積）が大きい者 ②経営面積に占める機構への貸付面積割合（貸付面積÷貸付前の経営面積×100%）が高い者

3 用語説明

「新たに担い手に集積される農地」

機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託される農地。